

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「効率的且つ健全な企業経営を可能にするシステム」との基本的認識から、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、株主の権利を重視するとともに、社会的信頼に応えるため、取締役及び監査役制度を軸として、経営の健全性の維持と透明性を確保していく所存であります。経営効率を高めるためのより強固な組織体制と内部統制の仕組みを構築し、役職者全員が高い倫理観を維持するとともに企業内容の積極的な開示、経営の公正性、意思決定の迅速化に取り組めます。また、企業の永続的な発展のためには、企業利益の追求と社会的責任を果たすことが重要であると考え、株主を含めた全てのステークホルダーとの円滑な関係を目指し、企業価値を高めてまいります。

また、当社は、日頃の業務を適正に運営するための指針として「行動規範」を制定しております。

■デリカフーズ株式会社 行動規範

1. 目的

デリカフーズグループは、地球規模で考え“食”を通じて健康と環境を創造し、農業の発展に貢献する。この企業理念に基づき、役員・従業員の行動を通じて、これを実現することを目的とする。

2. 法令の遵守

法令を遵守し、立法の主旨に沿って公明正大な取引を行い、倫理観を持った健全な事業活動を行う。

3. 顧客との関係

市場における自由な競争のもとに、顧客の要望にかなう製品および商品を提供するとともに、深い理解と幅広い支持と信頼を得るために、正しい情報を的確に提供する。

4. 取引先との関係

公明正大な取引関係の上に取引先との信頼関係を築き、相互の発展を図る。

5. 株主の理解と支持

公正かつ透明な企業経営により、株主・債権者の理解と支持を得る。

6. 社会貢献

・農業の発展に貢献し、健全な製品、商品を提供し、人々の健康維持に役立たせる。
・環境問題に取り組む、健全な経営活動を行うとともに、農産物の消費が効率よく行われるようにし、資源・エネルギーを大切に扱う。

7. 政治・行政

政治・行政と健全かつ透明な関係を維持する。

8. 個人情報等の適切な管理

個人情報保護法を遵守し、個人情報を厳重に取り扱う。

9. 顧客情報等の適正な管理

顧客情報を適正に管理する。

10. 反社会的勢力および団体への対処

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは関係を持たない。

11. 地域社会との共生

地域の発展と快適で安全な生活に資する行動に協力するなど、地域社会との共生を目指す。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
館本 勲武	1,140,300	15.57
館本 篤志	1,019,200	13.91
大崎 善保	125,000	1.71
小笠原 真清	107,200	1.46
デリカフーズグループ従業員持株会	103,100	1.41
岡本 高宏	100,100	1.37
杉 和也	100,000	1.37
野村 五郎	99,400	1.36
株式会社SBI証券	93,500	1.28
竹内 啓	71,800	0.98

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	更新
------	----

当社は、自己株式110,502株を保有しておりますが、上記「大株主の状況」から除いております。また、割合は自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	更新	東京 第一部
決算期		3 月
業種		卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数		100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高		100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数		10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
尾崎 弘之	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾崎 弘之	○	——	社外取締役尾崎弘之氏は証券会社において実務経験をもっていることに加え、大学院教授として、環境ベンチャーのマネジメント、再生可能エネルギー推進方法、大企業シニア雇用と地方創生のマッチング等を研究しており、ベンチャー経営、エネルギー・環境ビジネスの専門家としての長年の経験と知見により、経営監督体制の強化を図るため、当社の独立性を有する社外取締役として適任であります。当社と同氏の間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はございません。また、同氏は現在において神戸大学大学院教授を兼任しておりますが、当社との間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はございません。従って一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

- ・監査役と会計監査人の連携状況
 監査役は、会計監査人の監査計画や監査の重点項目を確認するとともに、四半期ごとに当該計画の進捗状況及び監査結果等の報告を受けております。また、適宜、会計監査への立会い、意見交換を実施しており、会計監査人との緊密な連携の下に監査を行い、監査の実効性の向上を図っております。
- ・監査役と内部監査部門の連携状況
 内部監査部門は、内部監査の結果を監査役に報告することにより、監査役と問題点等を共有するほか、適宜、意見交換を行うことにより、緊密な連携を図っております。
- ・内部監査部門と会計監査人の連携状況
 内部監査部門は、会計監査人と内部統制上の問題や進捗状況などの報告や意見交換等により連携し、内部統制システムの維持と強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山口 隆	公認会計士													
田中 清隆	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			社外監査役山口隆氏は公認会計士であり、経理的観点から監査体制の強化を図るため、当社の独立性を有する社外監査役として適任であります。

山口 隆	○	——	当社と同氏の間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はございません。また、同氏は現在において信成監査法人の社員を兼任しておりますが、当社との間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はございません。従って一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
田中 清隆	○	——	社外監査役田中清隆氏は弁護士であり、法務的観点から監査体制の強化を図るため、当社の独立性を有する社外監査役として適任であります。 当社と同氏の間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はございません。また、同氏は現在においてデミス綜合法律事務所の所長を兼任しておりますが、当社との間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はございません。従って一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新**

3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所「独立役員の確保に係る実務上の留意点」を踏まえ、一般株主の利益に配慮し、継続的に企業価値を高める手段のひとつとして、独立役員を3名選任しております。
また、独立役員は他の役員との連携を密にとることにより会社情報を共有し、独立役員が期待される役割を果たすための環境を整備する方針であります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的をし、新株予約権を付与しております。

デリカフーズ株式会社第2回新株予約権(平成24年6月28日開催の定時株主総会特別決議)

ストックオプションの内容

株式の種類及び付与数 : 普通株式 172,400株

付与日 : 平成24年7月31日

付与対象者の区分及び人数 : 当社取締役1名、当社子会社取締役5名、当社従業員3名、当社子会社従業員86名

権利行使価額 : 329円

権利行使期間 : 平成26年8月1日～平成29年7月31日

(注)1 平成25年4月1日付で1株につき2株の割合による株式分割を行ったことに伴い、株式付与数及び権利行使価額について調整されております。

(注)2 平成27年1月27日を払込期日とする一般募集による公募増資及び平成27年2月24日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、権利行使価額について調整されております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成27年6月25日現在におきましては、付与対象者は権利行使、人事異動及び退職により、次のとおりになっております。

デリカフーズ株式会社第2回新株予約権

当社子会社取締役 2名

当社従業員 1名

当社子会社従業員 44名

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

第12期事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日)において、取締役を支払った報酬等の額は103,907千円であります。
(注) 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額(755千円)を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役、社外監査役の業務に関するサポートは、総務人事統括室、経理財務統括室が担当しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め、その充実が図れるよう、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置する企業統治の体制を採用しております。

各機関及び部署における運営及び機能は、以下のとおりです。

1. 取締役会【取締役(5名): 社内取締役4名/社外取締役1名、男性4名/女性1名】

取締役会は、経営目標や経営戦略等重要な事業戦略を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。具体的には毎月1回の定例取締役会において、監査役の出席のもと、法令または定款に規定する事項の決議及び業務の執行状況等経営上の重要事項について、監査役に積極的に意見を求める運営を行い、客観的・合理的判断を確保しつつ報告、審議、決議を行っております。

その他必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な経営の実現を目指しております。

2. 監査役会【監査役(3名): 社内監査役1名/社外監査役2名、男性3名/女性0名】

監査役は、ガバナンスのあり方と運営状況を監査し、取締役を含めた経営の日常的活動の監査を行っております。また、監査役は、業務執行の担当取締役及び重要な使用人から個別ヒヤリングの機会を設けるとともに、社長、会計監査人それぞれとの間で適宜意見交換を行っております。

監査役制度の充実・強化を図るため監査役3名のうち、2名が社外監査役として経営監視にあたり、社外チェックの観点から十分に機能する体制と判断しております。また、常勤監査役は取締役会をはじめとする主要会議への出席等により取締役会の業務執行及び監査計画に基づく事項をチェックしております。この3名の監査役によって効率的で実効性の高い監査体制を構築しております。

3. 会計監査人

会計監査人として仰星監査法人を選任し、監査役及び内部監査室と連携し会計における適正性を確保しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、山崎清孝氏、岩淵誠氏であり、継続監査年数は7年以内であります。また、会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士5名、その他2名であります。

4. 内部監査体制

内部監査機関として社長直属の内部監査室を設置し、1名を配置しております。内部監査室は、不正・誤謬の防止、業務活動の改善向上等を目的として、内部牽制の有効性をモニタリングするとともに、内部統制及びリスク管理体制等の整備・運用状況を検証しております。

監査役、内部監査室及び会計監査人は、定期的または必要の都度情報交換をし、または会合を持ち、相互連携を図っております。

5. リスク管理体制

当社のリスク管理体制は、業務執行上の最高機関としての取締役会の実効性を重視しております。具体的には、取締役会は、月次決算に基づく会計数値をモニタリングするとともに、個別の業務遂行上の事項のうち重要なものについては、担当部門が取締役会に発議し、決議を得て実施することとしております。また、取締役を「全国総務経理会議」、「全国品質管理会議」、「全国仕入会議」、「全国営業会議」、「全国分析開発会議」、「全国現場会議」の担当に任命し、それぞれのリスクを体系的に管理しております。さらに、法令遵守にかかる事項につきましては、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、監査役に法務、会計、税務の専門家を据えており、コンプライアンス・リスクの抑制に努める体制をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制を整備し、必要な施策を適宜実施していくことを、経営上の最も重要な課題の一つに位置づけております。

当社においては、社外チェックの観点から、社外取締役(1名)、社外監査役(2名)を選任しており、社外取締役は経営に対する理解、豊富な実務経験を活かした経営全般にわたる監督機能を、社外監査役は高い専門性と独立性を活かした監査機能を発揮することにより、経営への監視・助言機能及びその客観性・中立性が確保されるものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第12回定時株主総会招集ご通知を平成27年6月5日に早期発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くに株主の皆様にご出席いただけるように、第12回定時株主総会を平成27年6月24日に開催いたしました。
その他	株主総会において事業報告書をビジュアル化し、分かりやすく説明しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	新聞社・IR支援会社等が開催する個人投資家向け企業説明会・展示会に参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算発表後、期末決算発表後に決算説明会を実施し、業績の説明、中期経営計画の進捗状況、今後の経営展開、食に関する動向、当社の取組み等を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	「IR情報(IR資料室)」のページに決算短信、事業報告書、決算説明会資料、有価証券報告書等を掲載しております。 URL http://www.delica.co.jp	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 広報IR室 担当: 清水 緑	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「行動規範」を規定しております。(詳細はI-1「基本的な考え方」をご参照ください。)
環境保全活動、CSR活動等の実施	全ての従業員が「野菜に感謝する」意識を持ち、製造・流通過程においてロスが出ないよう心がけております。また、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)を遵守し、廃棄物となってしまった食品を肥料などの資源として再生利用するよう推進し、環境保全に努めております。
その他	<女性の活躍の方針・取組みについて> 当社グループは仕事と育児の両立を重視しており、勤務時間や職種に配慮した専門の人事コースの設置しており、女性が安心して働ける環境を整備しております。その他にも、当社グループは、全社をあげて次世代育成支援対策推進法の「くるみんマーク」の取得に向けて活動しており、ワークライフバランスを意識しつつ、女性が活躍できる場を提供してまいります。 代表取締役社長をはじめ、当社グループの取締役のうち2名が女性となっております。従業員の女性管理職は8名で、職種を問わず女性の登用を積極的に進めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社の業務の適正を確保する体制を整備し、当社の社会的使命を果たすため、内部統制システムの構築において遵守すべき基本方針を定め、運用しております。

1) 内部統制基本方針

当社では、平成17年8月に「デリカフーズグループ行動規範」を制定し、日頃の業務運営の指針としております。当社は、この指針に基づき、会社の業務の適正を確保する体制を整備し、当社の社会的使命を果たします。

2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会を原則月1回開催し、取締役の業務執行状況の監督をするとともに、経営に関する重要事項について審議、決議する。
- ・取締役の職務権限、会議体の権能を明確化するため「職務権限規程」等の社内規程を定め、監査役や内部監査部門が定期的に確認する。
- ・代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的に開催し、必要事項を審議する。

3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、稟議規程、文書管理規程、経理規程に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理する。
- ・電磁的記録媒体については「情報システム管理規程」に基づき管理し、情報流出を防止する。

4) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ・代表取締役は、リスク管理に対して取締役を「全国総務経理会議」、「全国品質管理会議」、「全国仕入会議」、「全国営業会議」、「全国分析開発会議」、「全国現場会議」の担当に任命し、それぞれの事業リスクを体系的に管理する。
- ・大規模自然災害の発生を想定したBCP(事業継続計画)を制定し、不測の事態が発生した場合には代表取締役を中心とした対策本部を設置し、全役職員一体で危機管理及び被害防止に当たる。

5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。
- ・中期経営計画及び年度事業計画の策定を通じ、経営方針と事業目的を具体化・共有することによって効率的に職務の執行を行う。
- ・執行役員制度を導入し、役割を分担することで取締役の員数を最小限に留め、取締役会での意思決定を迅速に行う。

6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理は各担当取締役がこれを行う。担当取締役は、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項を定期的に取締役会及び経営本会議(当社及び関係会社の全体的な会議)に報告する。
- ・内部通報制度を当社と子会社共用のものとし、通報先も当社担当部門と顧問弁護士の二系統とし有効性を担保する。
- ・当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき子会社に定期的に監査を実施する。リスクを評価し必要に応じて是正の勧告を行う。また、監査結果を当社の代表取締役に報告する。
- ・当社の常勤監査役は、子会社の監査役を兼任することで子会社の取締役等及び使用人の職務が法令及び定款に適合しているかを監査するものとする。
- ・子会社の取締役の職務の執行の効率を確保するため、子会社の取締役会に一定の権能を持たせることで子会社の自主性を尊重する一方、重要案件については当社取締役への事前承認または報告を要する体制を構築する。

7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役から職務を補助すべき使用人を求められた場合には、常勤監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置する。

8) 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役が職務を補助すべき使用人を設置した場合、その職務は専任とし、監査役のみの指示に従って監査役の職務の執行を補助する。
- ・当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ・取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、監査役に報告するものとする。
- ・当社の業務又は業績に影響を与える可能性のある重要な事項、またはコンプライアンス上重要な事項は、監査役に都度報告するものとする。

10) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役のうち半数以上を社外監査役とし、取締役に対する独立性を強化する。
- ・監査役は重要な社内会議に出席し、いつでも議事録や稟議書といった重要書類を閲覧することができるものとする。
- ・監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ・監査役に報告を行った者が、報告を行ったことを理由としたいかなる不利益取り扱いを受けない体制を構築する。
- ・監査役は、定期的に監査役会を開催し、監査役相互の情報・意見交換を通じて課題を共有するとともに、代表取締役、内部監査部門、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。

11) 監査役がその職務の執行について生ずる費用等の処理に係る事項

- ・監査役が職務の執行について生ずる費用の処理は、監査役の請求等に従い円滑に行うものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固とした態度で対応し、一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為は行わないことを基本方針としております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

「反社会的勢力に対する宣言文」を取締役会で決議、公表するとともに全役職員への周知徹底に務めております。

また、総務部門を対応窓口として、対応マニュアルの整備、社内勉強会等を行っているほか、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特暴連)等の暴追センターへの加盟、弁護士、所轄警察署等の社外専門家や関係機関等と連携して積極的な情報の収集・管理を行いながら、不当要求等が発生した場合の相談体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

＜適時開示体制について＞

当社は、株主及び投資家等にとって当社発行有価証券の投資に際し、重要または有用であると判断される情報について、金融商品取引法その他法令及び東京証券取引所の適時開示規則等を遵守するとともに、正確で適切な情報を速やかに開示し、説明責任を果たすべく上場企業として、会社情報の適時開示に努めております。

当社では、会社情報の適時開示について、経理財務統括室を専任部署とし、以下の体制により行っております。

当社及び当社子会社の会社情報は、各社各部門責任者から、情報取扱責任者である経理財務統括室長、総務人事統括室長に報告することにより、集約・管理しております。

集約した会社情報は、金融商品取引法その他法令及び東京証券取引所の適時開示規則等に基づき、適時開示の必要性について審査を行い、その結果を付して取締役会等に付議し、開示の最終決定を行います。

開示が決定された情報については、合理的かつ最善の方法により、速やかに所定の開示手続きを行います。また、開示情報については各種報道機関への伝達とともに当社ホームページに掲載するなど株主及び投資家等が取得し易い措置を施しています。

その他、開示後のフォローアップとして外部からの問い合わせについては、広報IR室が統括窓口として、その対応を行うこととしております。

適時開示事項を含む内部情報については、全グループに適用される「インサイダー取引防止規程」においてその取り扱い方針を定めております。また、インサイダー取引規制を含めたコンプライアンス教育を適宜行うなど、適時開示情報の取り扱いに充分配慮するよう、周知徹底に努めております。

